鳥取県告示第541号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から 当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定 により次のとおり告示する。

平成21年8月28日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	変更年月日
社会医療法人	倉吉市山根43	グループホーム・	倉吉市山根43	共同生活介護	平成21年8月
仁厚会		ケアホームハピネ		共同生活援助	1 日
		ス			